４１５　取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付
（元利金の支払が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付を除く）

⇒　支払が完了した印鑑票または氏名等届出書の送付・２３１④　参照

①送付するとき

○　記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・請求書・記名国債証券印鑑票送付先一覧などにより、記名国債証券印鑑票等送付書を作成する。

＊　記名国債証券印鑑票等送付書原符および記名国債証券印鑑票等受領書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、記名国債証券印鑑票等送付書との３枚複写となっている。）。

●　印鑑票送付先一覧により、印鑑票等送付書を作成する場合には、印鑑票等送付書に記載したあて先・国債名称・枚数が印鑑票または氏名等届出書と一致することを確かめる。

印鑑票等送付書
記載例参照

＊　印鑑票送付先一覧には、氏名等届出書についても記載される。

＊　送付する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、見本証券（印鑑票等毎配付分）を一緒に送付するときは、この項に定める印鑑票または氏名等届出書と証券の同時送付時の取扱いのとおり取扱う。

⇒　見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に印鑑票等（見本証券添付分）を送付するケースについては、２３１④参照

○　印鑑票・氏名等届出書・請求書などの書類・印鑑票等送付書を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法により送付する。

⇒　自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の払出（印鑑票等（見本証券添付分）のみを送付するときの見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、２３１④参照

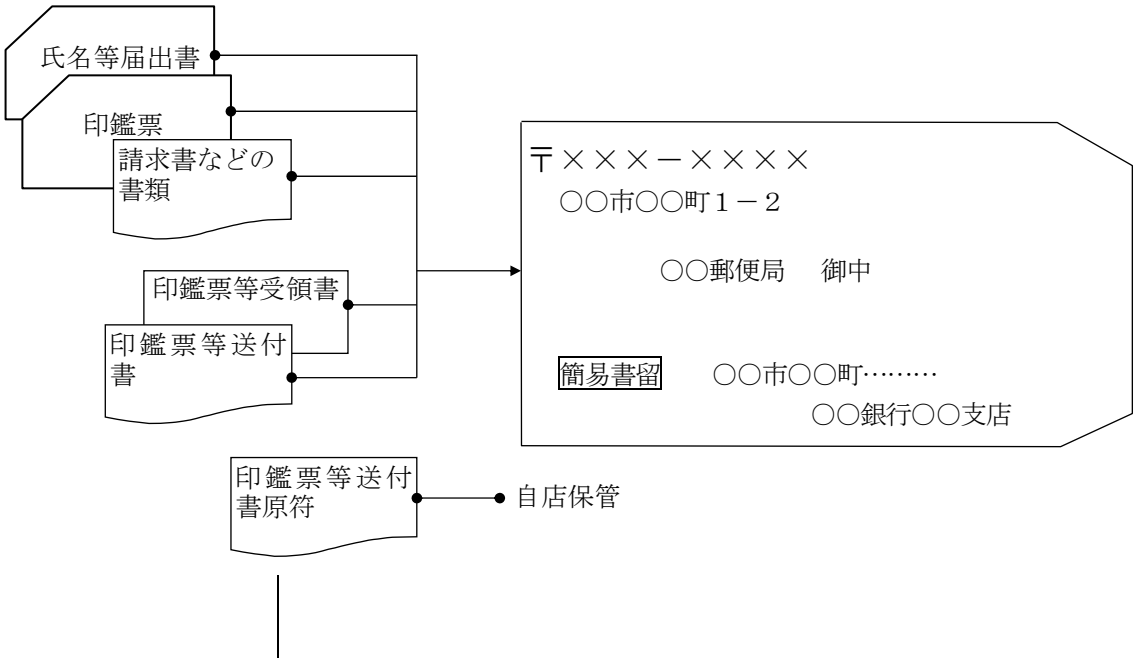

○　印鑑票または氏名等届出書を証券と同時に送付するときは、印鑑票等送付書を使用せず、国債証券類送付書の欄外（「記名国債証券の印鑑票等」）にその枚数を記載し、証券と同一封筒に納めて送付する。

⇒　国債証券類送付書・４１１参照

⇒　印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの当該見本証券の取扱いについては、２３１④参照

○　送付先から印鑑票等受領書の送付を受けたときは

●　受入店が受領日付を表示していることを確認する。

●　印鑑票等送付書原符に添付して保管（保管期間１年）する。

＊　印鑑票または氏名等届出書を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても印鑑票等受領書の返送がないときは、電話など適宜の方法により、送付先に印鑑票または氏名等届出書が到着していることを確かめ、印鑑票等受領書の送付を受ける。

②送付を受けたとき

○　自店を支払場所とする印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れる。

⇒　自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の取扱い（印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、２３１参照

⇒　引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券の印鑑票のときは特殊事例６１０参照